## 名古屋市上下水道局管理規程第26号

水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部を次のように改正する。

令和7年7月17日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

(水洗便所の築造に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 水洗便所の築造に関する条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第59号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

※受付番号	※供用開始日

## 下水道水洗便所補助金交付申請書

申請日 年 月 日

(宛先) 名古屋市上下水道局長

 (フリガナ)

 〒

 住 所

 (フリガナ)

 申請者氏名

TEL

次のとおり、くみ取便所を下水道水洗便所に改造しますので、下水道水洗便所補助金の交付を申請します。

なお、補助金の受領については、下記金融機関口座に振込を依頼します。

施	エ	場	所	名古屋市	区				
改造大便器数			<b>数</b>					個	
受取				金融機関	銀行・金庫 農協・組合			店	
	取	口	座	預金種別	普通 当座	口座番号			
				フリガナ					
				口座名義					
※検査年月日			日						
※改造大便器数			8数						
*	補助	金	額						
記入上の注意			意			)口座に限り ないでください			

(名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第60号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

※受付番号	※供用開始日

## 浄化槽廃止工事補助金交付申請書

申請日 年 月 日

(宛先) 名古屋市上下水道局長

(フリガナ) 〒
住 所
(フリガナ)
申請者氏名
TEL

次のとおり、浄化槽を廃止して下水道に接続しますので、浄化槽廃止工事補助金の交付を申請します。

なお、補助金の受領については、下記金融機関口座に振込を依頼します。

施	エ	場	所	名古屋市	区					
净化槽接続戸数					戸	対象大便器数			個	THI.
受	取	П		金融機関		銀行・ 農協・			店	
			座	預金種別	普通 当座	口座番号				
				フリガナ						
				口座名義						
※検査年月日			日							
※浄化槽接続戸数			三数							
(みなし個数)			)	(大便器	個	調理用流し	個	みなし個数	個)	
<b>※</b> †	補 助	金	額							
記入上の注意			意			)口座に限りる いでください				

附則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程(以下「改正前各規程」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規程による改正後の水洗便所の築造に関する条例施行規程及び名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程(以下「改正後各規程」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現に改正前各規程の規定に基づいて調製されている 用紙でなお残量のあるものは、改正後各規程の規定にかかわらず、当分の間、 使用することができる。